

**介護予防・日常生活支援総合事業  
第1号通所事業（A6）重要事項説明書**

1. 「結の家デイサービスセンターとの」が提供するサービスについての相談窓口

電話 0749（46）2166【8時30分から16時35分まで】

担当 廣田 真由美 \*ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2. 結の家デイサービスセンターとの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	NPO 結の家デイサービスセンターおぐら
所在地	滋賀県東近江市小倉町1975番地2
介護保険指定番号	第1号通所事業 2570500872
通常サービスを提供する地域	通常の事業実施地域は東近江市愛東地区、湖東地区の一部、東近江市永源寺地区の一部、および東近江市八日市地区の一部とする。

\*上記地域以外の方でもご希望の方は相談ください。

(2) NPO結の家デイサービスセンターおぐらの職員体制

	資格	常勤		非常勤		常勤換算計
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	介護福祉士		1			0.1名
生活相談員	社会福祉主事等		1			1名
	介護福祉士		2			
介護職員	介護福祉士	1	2	2		5（1）名
	実務者研修					
	ヘルパー2級	1(1)				
	その他			2		
看護職員	看護師		1	2		1名
機能訓練指導員	看護師		1		1	0.3名

（ ）は男性

(3) 設備の概要

定員	18名	静養室	3室
食堂兼機能訓練室	1室 51.34㎡	相談室	1室
浴室	一般浴槽・リフト浴槽	送迎車	4台

(4) サービスの提供日、時間帯

サービスの提供日	通常時間帯	通常時間帯を越えて利用することができます。必要な時にはご相談ください。通常時間帯と通算して8時間を超える場合に加算料金が必要となります。
月曜日～土曜日	9時30分～16時35分	

3. サービス内容

- (1) 入浴サービス ……衣類の着脱・入浴介助
- (2) 給食サービス ……お食事とおやつを提供いたします。  
歯の悪い方などへは、軟らかい食事をおだしします。
- (3) 生活相談 ……介護の仕方や介護についてお困りのときに本人や家族の方と良い解決方法を一緒に考えます。
- (4) レクリエーション ……ゲーム、体操、制作活動のほか、花づくりや野菜づくり、季節行事など、可能な限り個人の状況に応じたレクリエーションをとり入れます。
- (5) 機能訓練 ……レクリエーションを通じて自然な形で楽しく体を動かします。  
また、段差がありませんので歩行の練習なども、必要に応じて行います。
- (6) 健康チェック ……バイタルサインのチェックを実施します。  
(血圧、脈拍、体温、その他一般状態のチェック)
- (7) 送迎サービス ……送迎車でお迎えに伺います。

4. 利用料

(第1号通所事業)

第1号通所事業費		令和6年6月1日改定					該当に○
算定項目	要介護度・単位	介護報酬額	利用者負担割合				
			1割負担	2割負担	3割負担		
基本料金 1週間に1回の利用	事業対象者・要支援1	17,980円/月	1,798円/月	3,596円/月	5,394円/月		
基本料金 1週間に2回の利用	事業対象者・要支援2	36,210円/月	3,621円/月	7,242円/月	10,863円/月		
基本料金 1か月に4回の利用	事業対象者・要支援1	4,360円/回	4,360円/月	8,720円/月	13,080円/月		
基本料金 1か月に8回の利用	事業対象者・要支援2	4,470円/回	4,470円/月	8,940円/月	13,410円/月		
中山間地域等に居住する者へサービス提供した場合	上記の利用金額に5%を加算		左記の1割	左記の2割	左記の3割		
料金加算	若年性認知症利用者受入加算	2,400円/月	240円/月	480円/月	720円/月		

	サービス提供体制強化加算(I)	週1回利用又は1か月に4回の利用	880円/月	88円/月	176円/月	352円/月	
		週2回利用又は1か月に8回の利用	1,760円/月	176円/月	352円/月	528円/月	
	介護職員等処遇改善加算(I)	処遇改善加算の計算は、所定単位(基本料金+サービス提供体制加算)+各種加算や減算の合計に対して90/1000を乗じた数値に地域区分(10.14)を乗じて計算します					
金 減算料	送迎を行わなかった場合	片道送迎なし	-470円	-47	-94	-141	
		往復送迎なし	-940円	-94	-188	-282	
サービス料 保険給付外	項 目	単 位	負担額				
	昼食費	1食につき	520円				
	おやつ代	1食につき	80円				
	レクリエーション費	私的に希望される教材費	実費				
		個別に希望される行事費	実費				
	リハビリパンツ	1枚	実費				
	おむつ代	1枚	実費				
	医薬品		実費				
通常営業エリアを越えての送迎費	片道	150円					

- (1) 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)と利用したサービスに「1.014」を乗じた金額の1割または2割もしくは3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用は全額自己負担となります。
- (2) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、利用料が直接本会に支払われない場合があります。  
サービス提供証明書を後日、居住地の市役所の窓口に出しますと差額の払戻しを受けることができます。
- (3) キャンセルの料は必要ありませんが、キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話 0749-46-2166)
- (4) その他ご本人のご負担
- ① お客様へのサービスを提供するために使用する、私的に希望される教材費の実費はお客様のご負担になります。
  - ② 通常の営業エリアの境を越えた地点から片道150円の交通費が別に必要になります。
- (5) 料金のお支払い方法  
お支払い方法は、現金、お振入、自動振替の3通りの中からご契約の際に選択いただけます  
毎月10日をめどに前月分を請求いたします。  
翌月に請求書と一緒に領収書を発行いたします。

**現金**

請求袋で請求書をお渡しいたします。ご利用等の機会にお支払いください。

支払先：NPO結の家 東近江市愛東外町700番地の1

**振込**

①：湖東信用金庫 永源寺支店 004-0141726

特定非営利活動法人NPO結の家

理事 太田 清蔵

②：湖東農協西小椋支所 6911-011-8459

NPO結の家 代表者 太田清蔵

**自動振替**

月末までのサービス合計を翌月に請求額を27日に引き落をさせていただきます。

【提供金融機関】 滋賀銀行・関西アーバン銀行・滋賀中央信用金庫・  
長浜信用金庫・湖東信用金庫・滋賀県信用組合・  
滋賀県民信用組合・近畿労働金庫・大垣共立銀行・  
滋賀県信用農業協同連合会・滋賀県内農業協同組合

【郵便局】

## 5. NPO結の家デイサービスセンターおぐらの特徴等

### (1) 運営の方針

ご本人の本意の姿勢を基本に、介護を必要とする方やその家族と十分な協議・相談を行い要  
支援者の自立支援に添ったサービスを行います。

事 項	有無	備 考
サービスの選択の可否	有	給食・送迎サービス・入浴を希望される方は お申し出ください
従業員への研修の実施	有	実技・人権研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
第三者による評価の実施状況	無	

### (2) サービス利用のためにサービス利用に当たっての留意事項

- ・ 送迎時間の連絡 … 送迎時間のおおむねの予定をお知らせ致します。  
(天候、ご利用いただくご本人の方々の体調や準備の都合により、送  
迎時間にずれが生じることがありますのでご理解をお願い致します。
- ・ 体調確認 … 送迎時にサービスご利用いただくご家族等に確認を致しますが、  
連絡帳にできる限りご記入をお願い致します。  
また、結の家に到着後に再度体調の確認のため血圧等を確認致しま  
す。
- ・ 体調不良等によるサービスの中止・変更

… サービスをご利用いただく方の体調不良等によりサービスの利用を中止される場合は、ご連絡をお願いいたします。

希望により、その月中の別の日にご利用いただくよう努めますが、希望される別の日が利用定員を満たしているときは、希望にそえないことがあります。

- ・ 食事のキャンセル…体調不良等により食事をキャンセルすることができます。  
この時のキャンセル料はいただきません。
- ・ 時間変更 … ケアプランにしたがってサービスを提供致しますが、利用日の変更を希望される場合は、申し出ください。  
本会からケアプラン作成事業者に連絡を致します。
- ・ 設備・器具の利用… 静養するためのベット・布団、車椅子、福祉用具、遊具類、食器など介護予防通所（デイサービス）に必要な設備・器具の利用は無料です。  
ただし、個人的に求められる物品については、実費をいただくことがあります。その場合は、事前にご連絡を致します

## 7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者などへ連絡をいたします。

## 8. サービス内容に関する苦情

(1) 結の家デイサービスセンターおぐらのお客様相談・苦情担当

担当 廣田 真由美 電話 0749-46-2166

(2) その他

当所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

東近江市役所長寿福祉課	〒527-8527 東近江市八日市緑町10-5 電話番号 0748(24)5678 FAX 0748(24)1052
滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険サービス苦情処理委員会	〒520-0043 大津市中央四丁目5番9号 電話番号 077(522)2651

## 9. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応… ご本人の安全を第一に避難誘導を行います。また、災害時の誘導経路等を設定するとともに、サービス利用記録等を持ち出せるよう対策を整えます。  
非常災害等の発生の際にはその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設等との連携およ

び協力を行う体制を構築するよう努めます。

- ・ 防災設備 … 消防法に従い設備を完備しています。
- ・ 防災訓練 … 年一回定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
- ・ 防火責任者 … デイサービスセンター防火総責任者・ ・ 廣田真由美  
                  食堂・機能訓練室・静養室 … ・ 安居朋子  
                  浴室・脱衣室 … ・ 山中沙弥佳  
                  厨房 … ・ 田中清香

#### 1 0. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や災害の発生において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再を円るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるとします。また、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

#### 1 1. 身体拘束等

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

#### 1 2. 人権擁護と虐待防止

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的 to 開催し、その結果について従事者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をします
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 担当者を配置します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従事者又は利用者の家族等、高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を見つけた場合は、これを市町に通報します。

#### 1 3. NPO 結の家の概要

名称・法人種別	特定非営利活動法人 NPO 結の家
代表者役職・氏名	代表 太田 清蔵
本社所在地・電話番号	滋賀県東近江市愛東外町 7 0 0 番地の 1 0 8 0 - 8 5 0 7 - 1 1 4 8
主たる事務所	滋賀県東近江市小倉町 1 9 7 5 番地 2 0 7 4 9 - 4 6 - 1 7 4 0

営業所数等

結の家デイサービスセンターとの

第1号通所事業 1ヶ所

地域密着型通所介護 1ヶ所

結の家デイサービスセンターおぐら

第1号通所事業 1ヶ所

地域密着型通所介護 1ヶ所

結の家ケアプランセンター 1ヶ所

結の家訪問看護ステーション 1カ所

## 別紙

### 通常営業エリア

